

【湖国寮管理規程】

- 第1条 (規程の目的)**
湖国寮管理規程(以下、「本規程」という。)は、財団法人湖国協会並びに公益移行認定後の公益財団法人湖国協会(以下、「本協会」という。)の定款の目的及び事業に沿った湖国寮:「TOKYO Student-House Mother Lake Shiga」(以下「寮」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 (施設の維持保全)**
1 本協会は、寮の管理に当っては、公共性を有する施設であることにかんがみ、その維持保全について万全を期するとともに、入寮者のみならず寮室使用契約者(以下、「契約者(保護者)」という。)、訪問者に対しても、協力を求めるものとする。
2 その詳細については、理事長が理事会の承認を経て、寮舎内管理運営細則、寮費・給食費細則、寮生自主管理細則(別称:寮生心得)、その他(以下、全ての細則を指す場合は「本細則」という。)で定める。
- 第3条 (寮長、職員)**
1 理事長は、理事会の承認を得て、本協会の副理事長、常務理事、理事から寮長及び事務局長を任命する。
2 理事長は、必要により、理事会の承認を得て、寮長を補佐する職員を置くことができる。
3 寮長は理事長の命をうけて、寮の管理及び入寮者の指導、育成に当たるとともに所属職員を指揮監督する。
4 事務局長は理事長の命をうけて、本協会の事務を扱うほか、寮長を補佐する。
5 職員は、寮長の命をうけて、それぞれの職務に専念しなければならない。
- 第4条 (寮の定員)**
1 寮室は、66室。定員は、132名(2人/1室)以内とする。
2 寮室に空きがあり、かつ一定の条件等事情が満たされる場合、1人/1室も可とする。
但し、契約者(保護者)は、2人分の室料を本協会に支払うものとする。
3 男女の区分は以下のとおり。

男	43室	最大86名(2人/1室)
女	23室	最大46名(2人/1室)

4 身障者対応可能室については、内4室とし、身障者が使用する場合には、1人/1室を可とする。
5 寮室に空室が発生する場合は、ゲストルーム又は寮長居室として利用することができる。
- 第5条 (入寮期間)**
1 入寮の契約期間は原則として4月1日から翌年3月20日までとする。
但し、理事長、寮長及び募集広報・入寮者選考委員会の承認を得て、退寮事由(本規程第18条)なき限り再契約を可とする。
2 入寮の再契約期間は、原則として約4年間(初回+再契約3回の計4回)(途中退寮、再入寮の場合は在寮期間の合計期間)まで入寮可能とする。
3 大学院への進学者については、寮長及び募集広報・入寮者選考委員会が個別に検討する。
- 第6条 (入寮資格等)**
入寮の資格を有する者(入寮者並びに契約者(保護者))は、次の①号から⑥号に掲げる条件を具備しなければならない。
なお、③イ及び⑥は、入寮者及び契約者(保護者)の双方に適用される条件、他は入寮者に適用される条件とする。
①: 4年制大学、短期大学、専門学校、大学院等に修学する18歳以上の男女学生(留学生を含む)
②イ: 滋賀県内出身学生(高校所在地は滋賀県内に限らない)
ロ: 世界・日本の全国の県人会からの推薦学生(留学生を含む)
③イ: 寄宿先困窮者(保護者の経済状態は、独立行政法人日本学生支援機構の融資資格条件に準じる。)
ロ: 他県寮からの依頼にもとづく事情のある他県寮生
④ 勉学と社会貢献の意欲の高いこと
⑤ 健康で共同生活に耐えられること
⑥ 募集要項並びに湖国寮の管理に関する諸規定(本規程並びに本細則)を遵守できること
- 第7条 (募集)**
1 入寮者の募集の方法、広報の方法並びに入寮者の選考、寮室使用契約の再契約の詳細については、理事長が理事会の承認を経て「募集広報・入寮者選考委員会規程」で定める。
2 入寮者の募集の期間及び方法等については、理事長が理事会の承認を経て別に「募集案内」及び「募集要項」並びに「入寮申込書」等所定の書類を定めて公募する。

具体的公募方法 ①担当理事が県内高校、県、各市町に毎年12月末までにパンフレットの配布・新聞・インターネットなど媒体を工夫する。
②社団法人東京滋賀県人会、滋賀県高等学校長協会の協力を求める。
③全国学生寮協議会加盟会員(首都圏学生寮)と連携を図る。
④総合管理を委託する伊藤忠アーバンコミュニティ㈱の協力を得る。
- 第8条 (入寮申込)**
1 入寮を申込む者は「入寮申込書」に必要な事項を記入して、本協会に申し込む。
2 入寮申込書には、入寮申込者(契約者・保護者)、入寮予定者(入寮希望学生)、緊急連絡先、入寮予定日、推薦者を記入する。
入寮予定者(入寮希望学生)が滋賀県以外の出身者の場合においては、世界・全日本の滋賀県人会の各理事長の推薦を必須とする。

3 入寮申込みの具体的方法については、理事長が理事会の承認を経て別に「募集案内」及び「募集要項」で定める。

第9条 (選考及び入寮承諾)

- 1 募集広報・入寮者選考委員会は、「募集広報・入寮者選考委員会規程」に則り、本規程第6条の条件の全部が充足した「入寮申込書」につき、書類審査及び面接を実施し、入寮者を選考する。
- 2 入寮者選考に際しての面接の日程等具体的方法については、理事長が理事会の承認を経て別に「募集案内」及び「募集要項」等で定める。
- 3 前2項の選考の結果、入寮(再契約を含む)を許された入寮申込者及び入寮予定者に対して、理事長は「入寮申込承諾通知書」を発行する。なお、入寮を許された入寮予定者(入寮希望学生)の事情により、「入寮申込承諾通知書」を発行するまでに「入寮内定通知書」を発行することも可とする。

第10条 (入寮手続き)

- 1 前条第3項の「入寮申込承諾通知書」を受領した入寮申込者(保護者)は、理事長が理事会の承認を経て別に定めた「募集要項」及び「寮費・給食費細則」に従い入寮手続きを行うものとする。
入寮申込者(保護者)は、同通知書の発行日から7日以内(指定日まで)に、本協会が指定する必要書類を提出し入寮申込証拠金(寮費・給食費細則で定める額)を本協会に支払わなければならない。
- 2 前条により「入寮申込承諾通知書」を受けた入寮予定者(入寮希望学生)は、年度の途中入寮者を除いては、原則として入学又は在学する大学の学業が開始されるまでに入寮しなければならない。
但し、特別の事情がある場合は、事前に寮長の承認を得て、入寮予定日(「入寮申込書」記入項目)を延期することができる。
- 3 本協会宛てに支払われた申込証拠金は、入寮予定者(入寮希望学生)が入寮した場合は、全額寮費に充当する。「入寮申込承諾通知書」の発行を受領したにもかかわらず、入寮しなかった場合(入寮申込取消事由に該当する場合は、本協会に支払済の入寮申込証拠金は入寮申込者(保護者)若しくは入寮予定者(入寮希望学生)に返還しない。「入寮申込取消事由」等入寮申込証拠金の取り扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。

第11条 (敷金)

- 1 「入寮申込承諾通知書」を受領した入寮申込者(保護者)は、本協会と所定の「寮室使用契約書」(定期建物賃貸借契約書)を締結のうえ、一定額の敷金を本協会に預託し、本協会はこれを入寮者が退寮する時まで預かる。
敷金の額については、理事長が理事会の承認を経て「寮費・給食費細則」で定める。
- 2 預かった敷金は、入寮者の退寮の時(寮室使用契約が終了した時)に元金を返還する。元金に利息は付けない。
入寮者並びに契約者(保護者)が本協会に弁償すべき額、寮費・給食費の滞納額等がある場合は、元金から弁償額の不足額・滞納額等の弁済不足額を控除して寮室使用契約解約申込者(保護者)に返還する。
控除する金額等敷金の取り扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」及び「募集要項」で定める。

第12条 (寮費他)

- 1 本協会は寮費として「寮費・給食費細則」で定める室料及び共用施設管理費(共益費)を契約者(保護者)に請求する。
契約者(保護者)は本協会に所定の期日までにその請求金額を支払う。
寮費の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。
- 2 室内光熱給水費(上下水道料金、電気料金)は、各寮室毎に個別に計量し、本協会から別途その費用を契約者(保護者)に請求する。契約者(保護者)は本協会に所定の期日までにその請求金額を支払う。
室内光熱給水費(上下水道代、電気代)の額、支払方法及びその扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。
- 3 入寮者が利用する通信費(固定電話料金・テレビ放送受信料・インターネット使用料等)は、原則として、各入寮者若しくは契約者(保護者)の個別契約による各自の負担とする。
固定電話・テレビ・インターネットの利用については、各入寮者若しくは契約者(保護者)は「寮費・給食費細則」並びに「寮舎内管理運営細則」及び本協会の指示に従わなければならない。
- 4 入寮者が寮室を共同使用する場合は、各契約者(保護者)及び各入寮者は、それぞれ本協会と所定の「寮室共同使用契約書」(定期建物賃貸借契約の附帯契約)を締結するものとする。

第13条 (給食費及び欠食の扱い)

- 1 本協会は、食材費、賄手間費、厨房光熱給水費で構成する入寮者の給食費を契約者(保護者)に請求する。
契約者(保護者)は本協会に所定の期日までにその請求金額を支払う。
給食費の額、請求及び支払いの方法等の詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。
- 2 欠食の届出、欠食費の取扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。

第14条 (寮費・給食費の支払方法)

- 1 本協会は、寮費(室料及び共益費)及び給食費を半期毎に契約者(保護者)に請求し、契約者(保護者)から請求額全額の前払いを受ける。以後、半年毎に入寮者の退寮までこれを繰り返すものとする。
本協会が、契約者(保護者)に請求する半年分の寮費及び給食費の内訳並びに支払いの方法等の詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。
- 2 本協会へ寮費及び給食費を支払い後、入寮申込者(契約者)が入寮を取り消す場合又は年度の途中で入寮者が退寮する場合(寮室使用契約を期間満了前に解約する場合は、取消月又は解約月までの寮費(室料及び共益費)は返還しない。取消月又は解約月の翌月からの寮費(室料及び共益費)は返還する。
この場合における給食費の扱いの詳細については、「寮費・給食費細則」で定める。

第15条 (給食)

- 1 寮で賄う給食は、1日のうち朝食及び夕食の2食とする。
- 2 賄い給食を行わない日は、日曜日、祝祭日、年末年始の期間(12月31日～翌年1月3日)、お盆(8月13日～8月15日)、長期休み期間(大学等の夏季、冬季、春季休暇の期間とし、その具体的期間は寮長が定め、入寮者に通知する。)と

- する。
- 3 寮で賄う給食は、寮長が管理会社と相談のうえ、栄養バランスのとれた計画的な献立とする。
寮長が認める已むを得ない事情がある場合以外は、入寮者は給食を月20日以上は食すこと。
 - 4 給食時間、献立等に関する詳細は、「寮費・給食費細則」で定める。

第16条 (寮生心得)

- 1 理事長は、理事会の承認を経て、別に寮生自主管理細則(別称:寮生心得)を定める。
- 2 入寮者並びに訪問者は、本規程及び本細則、その他本協会が定める規律を遵守しなければならない。

第17条 (寮生活の自治)

- 1 入寮者は、寮生活が営まれるうえに必要な秩序の保持、厚生、娯楽などを目的とする自治的な組織(以下「自治会」という。)を設置することができる。
- 2 入寮者が前項の規定による自治会を結成し、又は自治会の運営等に係る規約その他の諸規程を定めようとするときは、寮生自主管理細則(別称:寮生心得)に従い、予め寮長の承認を得て理事長に届け出なければならない。

第18条 (退寮)

- 1 入寮者及び契約者(保護者)が寮室使用契約を解約し退寮しようとするときは、入寮者及び契約者(保護者)は、所定の「退寮届・寮室使用契約解約申込書」をもって寮長を経由して理事長に提出し、次項に定めるとおり予告しなければならない。
- 2 退寮予告期間は以下のとおり。
退寮事由の①及び②に該当する場合 ⇒ 退寮予定日の2ヶ月前まで。
予告の必要なく退寮事由は次のとおり。
 - ① 入寮者から自主的(自己都合、所定学業の終了)に「退寮届・寮室使用契約解約申込書」の提出があった場合
 - ② 入寮者及び契約者(保護者)が本規程第6条の入寮資格の喪失したとき
- 3 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)に入寮後も以下の①及び②並びに③～⑯の事由が発生し寮生活並びに寮室使用契約を維持するに足る信頼関係が破壊されたときは、本協会は①及び②の事由の該当する場合は入寮者に注意を促しても改善が見られない場合は本協会は次年度の入寮契約の更新を拒否すること、もしくは③以下の事由に該当する場合は何ら催告を要しないで直ちに「寮室使用契約」を解除することができる。
③以下の事由に該当する場合は入寮者又は契約者(保護者)は直ちに寮室を明け渡して寮舎を退寮しなければならない。

改善がみられない場合の<入寮契約更新不可事由>は次のとおり。

- ① 入寮者が寮室の整理整頓・清掃を怠り、汚損せしめたとき
- ② 入寮者が本協会の定める最低の喫食数に相当の理由なく達しなかったとき
催告を要しない<退寮事由>は次のとおり。
 - ③ 入寮者が退学処分、停学処分、虚偽申請、指定期間内未入寮のとき
 - ④ 契約者(保護者)が寮費(室料及び共益費)・給食費を期日までに支払わず理由なく滞納したとき
 - ⑤ 入寮者又は契約者(保護者)に事由の如何を問わず第三者に本物件の賃借権を譲渡し又は寮室の全部若しくは一部を他に転貸(本協会の承認のない同居・共同使用その他これに準ずる一切の行為を含む)したとき
 - ⑥ 入寮者又は契約者(保護者)が本協会の承諾を得ないで寮室に対する修理、改造、模様替え等原状を変更する行為をしたとき
 - ⑦ 入寮者が伝染性健康疾患、疾病その他保健衛生上、寮舎内の生活に適さないと本協会が認めたとき
 - ⑧ 入寮者が無断の長期外泊、在寮意思の欠如など寮生活に適さないと本協会が認めたとき
 - ⑨ 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)が反社会的集団(暴力団、暴走族・過激な政治活動集団等)の構成員、若しくはこれに準ずる者と判明したとき。
 - ⑩ 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される団体又は第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う者と判明したとき。
 - ⑪ 入寮者又は契約者(保護者・契約者の関係者を含む)がが無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律にもとづき処分を受けた団体若しくは、かかる団体に属している者又はこれらの者と取引きのある者と判明したとき。
 - ⑫ 入寮者又は契約者(保護者)に寮舎内に警察の介入を生じさせる行為があったとき。
 - ⑬ 入寮者(入寮者の関係者を含む)が本協会又は近隣に著しく迷惑損害を与えたとき。
 - ⑭ 入寮者(入寮者の関係者を含む)が寮舎内の秩序を乱し、管理運営上著しく支障をきたす行為であると寮長並びに理事長が判断したとき
 - ⑮ 入寮者又は契約者(保護者)が湖国寮管理に関する諸規定(本規程、寮舎内管理運営細則、寮費・給食費細則、自主管理細則(寮生心得)、その他本協会の定め)に違反し、著しく共同生活秩序に違反したとき
 - ⑯ 契約者(保護者)に対して成年被後見人の宣告がなされたとき、又は契約者(保護者)が破産を申し立てたとき並びに申立てを受けたとき。
 - ⑰ 契約者(保護者)に強制執行、差押え、仮差押え、保全処分、競売の申立て又は銀行取引停止処分があったとき。
 - ⑱ 契約者(保護者)の資産、信用又は事業等に重大な変更が生じ、その他本契約を継続しがたい事態

になったと理事長が認めたとき。

⑯ その他、入寮者又は契約者(保護者)が「寮室使用契約」の定めに従ったとき

- 4 第1項から第3項の各号の事由により本協会が損害を被ったときは、入寮者及び契約者(保護者)は連帯して直ちに損害を賠償しなければならない。
- 5 理事長は、第2項の退寮事由につき理事長、寮長及び募集・広報・入寮者選考委員会の承認を経て、第1項の申込書を承諾したときは、「寮室使用契約解約承諾書」を寮室使用契約解約申込者(保護者)に発行する。
- 6 前項において、退寮事由に該当するにもかかわらず、入寮者及び契約者(保護者)から「退寮届・寮室使用契約解約申込書」の届出がない場合は、退寮事由につき理事長、寮長及び募集・広報・入寮者選考委員会の承認を経て、退寮事由が判明した時から2ヵ月をもって寮室使用契約が終了したものとする。
入寮者及び契約者(保護者)はこれに異議を申し立てることはできない。
- 7 寮室使用契約の再契約の期限を過ぎてからの退寮の届出については、契約者(保護者)は最高2ヵ月の寮費(室料及び共益費)を上限として違約金を本協会に支払わなければならない。
- 8 退寮の際は、入寮者は各自寮室を清掃しなければならない。
入寮者自身が持ち込んだ物は自己の責任と負担で搬出しなければならない。
- 9 万一、寮長等による検査(寮室・付属物など)により、破損、汚損又は紛失等があった場合、原状回復に要した費用を敷金から弁償し精算する。敷金のみでは、弁償費用が不足する場合、契約者(保護者)は別途不足額を本協会に弁償しなければならない。
- 10 寮費・給食費の滞納金が発生している場合、敷金から滞納額を控除して精算のうえ敷金を返還する。
寮費・給食費の滞納額が敷金のみでは不足する場合、契約者(保護者)は別途不足額を本協会に支払わなければならない。
- 11 退寮時には、入寮者及び契約者(保護者)は、名目の如何を問わず金銭の請求等異議申し立ては一切出来ない。

付則 本規程は、財団法人湖国協会に適用し、平成24年2月1日から施行する。
改定規定は、平成26年10月1日から施行する。

経過措置 本規程は、公益法人登記完了後、財団法人湖国協会は公益財団法人湖国協会と読み替え、本規程に関連する一切の規定並びに締結した契約書及びその履行业務を引き継ぐ。